

告 示

埼玉県選管告示第二十九号

平成二十八年七月十日執行の参議院埼玉県選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は次のとおりである。

平成二十八年六月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 登録基準日 平成二十八年六月二十一日

二 登録日 平成二十八年六月二十一日
（ただし、年齢については平成二十八年七月十日）

三 縦覧期間 平成二十八年六月二十二日